

主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告代理人大木章八、同高林茂男の上告理由について

所論の点に関する原審の事実認定は、原判決挙示の証拠関係に照らして是認することができる。右事実関係のもとにおいては、本件遺言公正証書によるDの遺言は無効とはいえないとした原審の判断は、正当として是認することができ、原判決に所論の違法はない。所論引用の判例（大審院大正六年（れ）第三六六三号同七年三月九日判決・刑録二四輯一九七頁）は、事案を異にし、本件に適切でない。論旨は、いずれも採用することができない。

よつて、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

裁判長裁判官	団	藤	重	光
裁判官	藤	崎	萬	里
裁判官	戸	田		弘
裁判官	中	村	治	朗